

改正

平成22年3月25日条例第17号

焼津市コミュニティ防災センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、コミュニティ防災センター（以下「防災センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 津波危険区域等における防災体制の充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の増進に資することを目的として、本市に防災センターを設置し、その名称及び位置は、別表のとおりとする。

(使用の範囲等)

第3条 防災センターは、防災センターが所在する一定の地域の住民の共同活動その他の使用及び公共の使用に供する。

2 非常時における災害対策活動等のため緊急に使用する場合における使用は、他のいかなる場合の使用より優先する。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、防災センターの使用を拒否し、又は退館を命じることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 施設又は設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(4) この条例及びこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

(5) その他防災センターの管理上若しくは運営上支障があり、又は使用が不相当と認めるとき。

(費用の負担)

第5条 防災センターの使用のために要する費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第6条 使用者は、防災センターの施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に大井川町コミュニティ防災センター（避難ビル）の設置及び管理に関する条例（平成18年大井川町条例第1号。以下「編入前の大井川町条例」という。）の規定により課した、又は課すべきであった利用料金については、編入前の大井川町条例の規定の例による。

3 施行日の前日において編入前の大井川町条例の規定により指定管理者が管理していた施設の管理については、平成21年3月31日までの間、この条例の規定にかかわらず、編入前の大井川町条例の規定の例による。

4 前項の場合において、施行日の前日において編入前の大井川町条例の規定による指定管理者であった法人その他の団体は、当該施設につき、施行日において平成21年3月31日までを指定の期間とする指定管理者の指定を受けたものとみなす。

附 則（平成22年3月25日条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
焼津市四区コミュニティ防災センター	焼津市焼津六丁目10番17号
焼津市新屋コミュニティ防災センター	焼津市本町一丁目3番28号
焼津市三区コミュニティ防災センター	焼津市本町二丁目13番18号
焼津市二区コミュニティ防災センター	焼津市本町五丁目9番1号
焼津市第5コミュニティ防災センター	焼津市駅北五丁目1番24号
焼津市小川第13コミュニティ防災センター	焼津市小川3118番地
焼津市小川新地コミュニティ防災センター	焼津市小川新町一丁目11番2号
焼津市石津コミュニティ防災センター	焼津市石津1233番地の1
焼津市坂本コミュニティ防災センター	焼津市坂本971番地の6
焼津市浜当目コミュニティ防災センター	焼津市浜当目三丁目1番45号
焼津市利右衛門地区コミュニティ防災センター	焼津市利右衛門2559番地の2
焼津市吉永地区コミュニティ防災センター	焼津市吉永1933番地の1
焼津市高新田地区コミュニティ防災センター	焼津市高新田1853番地の1
焼津市高新田東地区コミュニティ防災センター	焼津市高新田2172番地の2
焼津市藤守地区コミュニティ防災センター	焼津市藤守2025番地
焼津市下小杉地区コミュニティ防災センター	焼津市下小杉537番地